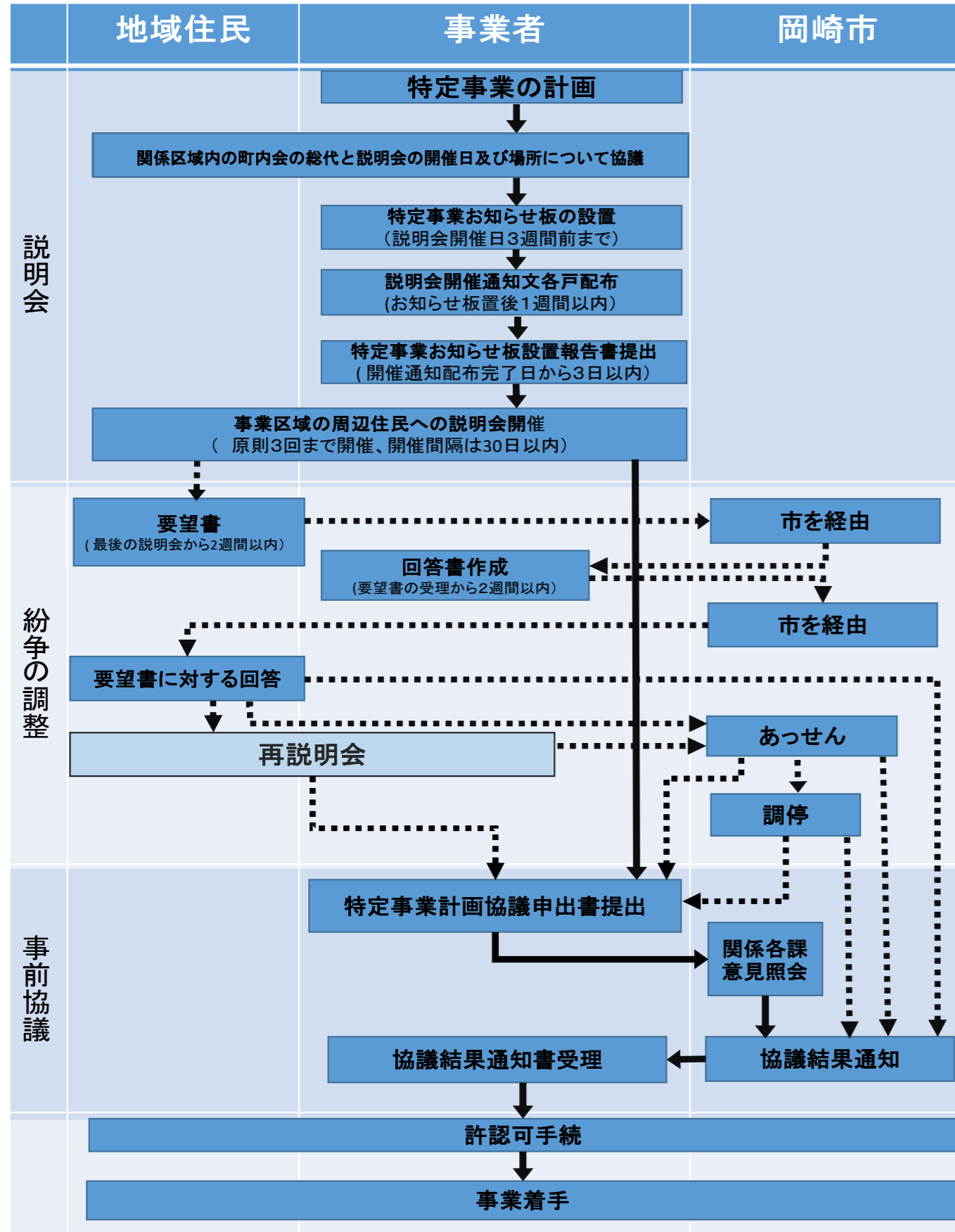


特定事業の流れ



岡崎市 都市計画課 総務係 TEL 0564-23-6248 FAX 0564-23-6514
メールアドレス toshikei@city.okazaki.lg.jp

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例

この条例は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、周辺に与える影響を考慮するとともに、近隣住民とのトラブル解決のための話し合いの場を設け、近隣住民と事業者双方の歩み寄りによって、まちを守り、作り、そのまちを未来へ継承していくために、その手続を定めるものです。

1. 周辺環境に影響を及ぼすおそれのある「特定事業」とは

この条例では、主に周辺環境に影響を及ぼすおそれのある事業を「特定事業」と定めています。主な特定事業は以下のとおりです。

- (1) 廃棄物の処理や分別、積替え保管の施設
- (2) 大規模小売店舗の設置
- (3) 高さが18mを超える建築物の新築・増築
- (4) 開発行為のうち、開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為
- (5) その他規則で定める事業

対象事業の詳細に関しては、「特定事業の対象となる事業」(2～3ページ)をご参照ください。

2. 説明会・事前協議等の手続について

上記の特定事業を実施する事業者は、事業実施に係る各種法令に基づく許可の申請、その他の手続を行う前に近隣住民等への説明会と市との事前協議を行わなければなりません。

具体的には「特定事業の流れ」(4ページ)をご参照ください。

3. 特定事業を実施するための「実施の条件」とは

各種法令に定めるものの他に、この条例において、周辺の良い環境を保全し、または形成するために特定事業を実施する事業者がその事業を行うにあたり遵守すべき条件を定めています。

具体的な条件として、近隣住民の同意、道路要件、緑地、駐車場等の確保、雨水流出抑制、防火施設等の設置、生活環境の確保に関する事項等があり、実施する事業の規模や事業内容によって実施の条件が異なりますので、詳しくは都市計画課総務係(TEL:0564-23-6248)へお問い合わせください。

4. 公表について

この条例に定める指導・勧告に従わない場合や、事前協議が行われない場合を想定し、罰則を「公表」と定め、これにより事業者の協力を求めます。

条例に定める目的及び市民・事業者・行政の責務に基づき、相互の連携により取り組まれることが必要であり、罰則が適用されることなく、条例の目的が達成されることが望まれます。

特定事業の対象となる事業（条例第2条第2項各号）

第1号 廃棄物の処理施設、使用済自動車の解体業及び破砕業の事業施設（次の(1)から(5)までに該当する施行規則第4条で定める事業は除く）

(1) 排出事業者又は市民自らが処理する廃棄物の処理施設（以下「自社廃棄物処理施設」という。）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置の許可を要しないものの設置並びにその構造及び規模の変更に係る事業

(2) 移動することができるように設計した廃棄物の処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更に係る事業

(3) 廃棄物処理法第9条第1項ただし書及び第15条の2の6第1項ただし書の軽微な変更に係る事業

(4) 廃棄物処理法の規定による設置の許可を要しない施設（自社廃棄物処理施設を除く。）における次のいずれにも該当しない構造及び規模の変更に係る事業

ア 事業所の敷地面積（当該敷地面積について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該敷地面積が10分の1以上増加するもの

イ 処理能力（当該処理能力について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10分の5以上増加するもの

(5) 廃棄物処理法の規定による設置の許可を受けた廃棄物処理施設の設置又は構造及び規模の変更に係る事業であって、次のいずれにも該当しない構造及び規模の変更に係る事業。

ア 事業所の敷地面積（当該敷地面積について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）に係る変更であって、当該変更によって当該敷地面積が10分の1以上増加するもの

イ 当該設置又は構造及び規模の変更に伴って当該処理能力（当該処理能力について条例第59条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）が10分の1以上増加するもの

第2号 廃棄物の積替え又は保管のための施設（施行規則第5条に定める次の(1)、(2)に該当する規模の施設）（廃棄物の処理施設の事業区域内において、分別し、又は保管するために設置する施設及び建設工事に伴い発生する自らの廃棄物をその工事が完了するまでの間、分別し、又は保管するために設置する施設を除く。）

(1) 廃棄物の積み替えに伴い、分別し、又は保管するための場所のいずれかの面積が100㎡以上の施設（増設により既設面積と増加面積の合計が初めて100㎡以上となる場合を含み、廃棄物の処理施設の事業区域内において、分別し、又は保管するために設置する施設、建設工事に伴い発生する自らの廃棄物をその工事が完了するまでの間、分別し、又は保管するために設置する施設を除く。）

(2) 既に設置された施設の規模の変更に係る事業で、その廃棄物の積み替えに伴い分別し、又は保管するための場所のいずれかの面積（当該面積について条例第7条第1項の規定による協議をしたときは、当該協議に係る変更後のもの）が、100㎡以上増加するもの

第3号 大規模小売店舗立地法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設に係る事業又は同法第6条第2項若しくは附則第5条第1項の規定による変更の届出に係る事業で規則(施行規則第6条の(1)、(2)、(3))で定めるもの（新店設置、面積の拡大、営業時間の変更に係る届出の場合）

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、次に掲げるもの

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

第4号 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築又は増築で、その高さが18mを超えるものに係る事業

第5号 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の面積が3,000㎡以上の事業

第6号 その他規則で定める事業(施行規則第7条各号)

(1) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場の設置事業

(2) 墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地及び納骨堂（寺院又は教会の敷地内に設置する納骨堂を除く。）の設置事業並びに既設面積の10分の2を超える墓地の増設に係る事業

(3) と畜場法第3条第2項に規定すると畜場の設置事業

(4) 化製場等に関する法律に規定する化製場、死亡獣畜取扱場及び貯蔵の施設の設置に係る事業

(5) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第1種動物取扱業及び同法第24条の2の2に規定する第2種動物取扱業の用に供する施設で、化製場等に関する法律施行条例（愛知県条例）第6条各号に掲げる動物を当該各号に定める数以上飼養、収容するものの設置に係る事業（種別として保管のみを行う場合、10日を超えない催事等である場合又は大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の施設で行う場合又は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条に規定する農業用施設（同条第4号を除く）を除く。）

(6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場(食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が同法第16条第1項の政令で定める数以下である食鳥処理場を除く。)の設置事業

(7) 動物処理場等に関する条例(愛知県条例)に規定する動物処理場(移動することができるように設計されたものを除く。)の設置事業

(8) 興行場法に規定する興行場(臨時又は仮設のものを除く。)の設置事業

(9) 旅館業法に規定する旅館業の施設(旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる施設を除く。)の設置事業

(10) 公衆浴場法に規定する公衆浴場(浴室及び脱衣室の床面積の合計が200平方メートル未満のもの又は附帯設備として設置される場合でその床面積が施設全体の床面積の10分の1未満のものを除く。)の設置事業

(11) 卸売市場法に規定する卸売市場の設置事業並びに業務規程に規定する事項のうち卸売市場の位置面積並びに開場の期日及び時間の変更に係る事業

(12) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第2条第2項各号に掲げる工場及び同令第5条の2各号に掲げる施設、同令第5条の3第1項の施設又は同令別表第1に掲げる施設を設置する工場(製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場に限る。)の設置事業（施設の老朽化等による施設の交換を除く。）

(13) 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置する工場又は事業所のうち、1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のものの設置事業（施設の老朽化等による施設の交換を除く。）

(14) 教育、医療及び福祉に係る施設のうち、次のアからカまでに掲げる施設の設置に係る事業

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障がい福祉サービスのうち施設入所支援、自立訓練(宿泊型自立訓練に限る。)及び共同生活援助(入居定員が8人以上の住居に限る。)を行う施設並びに同条第29項に規定する福祉ホーム

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する介護老人保健施設

オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園(既設の保育所又は幼稚園が移行する場合であって、移行に伴い敷地面積が増加しないものを除く。)、児童養護施設、障がい児入所施設及び児童発達支援センター

カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター(定員が19人未満の施設を除く。)、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センター並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)

(15) 土石又は鉱物の採取、水面の埋立てその他の目的で行う土地の区画形質の変更を伴う事業でその面積が3,000平方メートル以上のもの(森林、農地、緑地その他良好な自然的環境を形成する土地として利用するために行う事業、農地、道路及び河川の整備事業並びに下水道施設及び水道施設のうち、建築物以外のものの設置に係る事業を除く。)

(16) 土石又は鉱物の採取、水面の埋立てその他の目的で行う土地の区画形質の変更を伴う事業で搬入土量又は搬出土量が3,000立方メートル以上のもの(森林、農地、緑地その他良好な自然的環境を形成する土地として利用するために行う事業、農地、道路及び河川の整備事業並びに下水道施設及び水道施設のうち、建築物以外のものの設置に係る事業を除く。)

(17) 自社廃棄物処理施設において、自らの廃棄物以外の廃棄物を処理する事業

(18) 既に設置された廃棄物の処理施設において処理する廃棄物に、廃棄物処理法に規定する特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を加える変更に係る事業

(19) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設の設置事業

(20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業の用に供する施設のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものの設置に係る事業